

子第1687号
令和4年1月21日

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

オミクロン株の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者の取扱いについて、本県では、感染急拡大時の対応として、原則、入院による対応から、自宅療養や宿泊療養を行う体制に移行しているところです。

このたび、別添写しのとおり令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和4年1月19日一部改正)により、オミクロン株感染者の濃厚接触者の待機期間等について通知があり、本県では、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率が70%以上となっていることから、下記のとおり取り扱うこととされました。

つきましては、内容を御確認の上、感染症対策に御協力いただけるようお願いいたします。

記

- 1 同事務連絡の「4. B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)の流行状況に応じた対応について」の「濃厚接触者の取扱い」に係る「社会機能維持者」に対する濃厚接触者の取扱いを適用すること。
- 2 「社会機能維持者」として県が適当と認める事業に従事する者については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業に従事する者とする。
- 3 個別の事業者が上記2の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に該当するか、また個別の従事者が「社会機能維持者」に該当するかどうかについては、県(保健所を含む)への相談は不要であり、各事業者自身で判断されたいこと。
- 4 上記3の個別の判断や、濃厚接触者の待機解除等について、県(保健所を含む)への報告は不要であること。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課 法人指導班

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp

※県からの通知について、電子化に御協力ください。

緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。